● 通学時における移動支援の利用について

通学の手段については、保護者等による送迎、公共交通機関、スクールバスの利用を原則としておりますが、次のいずれかの事由を満たす場合に限り、令和７年５月１日（木）から利用が可能となりますので、お知らせします。

ⅰ）保護者等の主たる移動支援者が、病気、けが、入院等により、通学に他の手段が得られない状況であって、単独で通学することが困難な場合

ⅱ）保護者等の主たる移動支援者が、就労等の都合により、通学に他の手段が得られない状況であって、単独で通学することが困難な場合

ⅲ）保護者等の主たる移動支援者が、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により、通学に他の手段が得られない状況であって、単独で通学することが困難な場合

ⅳ）保護者等の主たる移動支援者が、兄弟姉妹が就学する前の育児又は親族の介護により、通学に他の手段が得られない状況であって、単独で通学することが困難な場合

＊対象者は、地域生活支援事業の移動支援事業の対象者と同じです。
＊利用状況により、「医師の診断書」、「就労証明書」等の書類の提出を求めることがあります。